

# 大名みえ子です

東海村村松 2401-2  
oona\_toukai@yahoo.co.jp

ご相談はお気軽にお寄せください

電話・FAX 029-284-0761

9月議会 21日閉会

## 村民生活を優先し、議案その他で10案件に反対

- 〔1〕 補助金審議会の担任事項として、諮問以外にも必要に応じ意見を申し立てることが出来るよう役割付加を行うための条例一部「改正」。
- 〔2〕 70才以上の方で、現在医療費負担が2割の人について3割に引き上げるための、国保条例の一部「改正」。
- 〔3〕 常陸那珂港定期航路の曳船料負担金の支出と、児童手当補助率が引き下げられたため、民生費国庫・県支出金が大きく減額された一般会計補正予算。
- 〔4〕 高額医療費の自己負担限度額を引き上げ、また、保険者の統合・再編をめざした新たな共同事業拠出金を支出するための国保会計補正予算。
- 〔5〕 法的に明確な規定のない港湾負担金を86,973,000円支出し、一方で三位一体の改革の影響で116,400,000円の国庫補助金が減額された等の、H17年度一般会計決算。
- 〔6〕 下水道使用料に消費税を含み、公共料金へ課税した、H17年度公共下水道会計決算。
- 〔7〕 水道料金に消費税を含み、公共料金へ課税した、H17年度水道会計決算。
- 〔8〕 新病院開設準備に要する費用のうち、受託者側が持つべき費用を、一般会計からの補助金でまかなった、H17年度病院会計決算。
- 〔9〕 助役は村民から選ぶのが望ましいのに、茨城県職員を助役にするための同意。
- 〔10〕 百里基地で米軍の訓練を行わないよう求めた、私提案の意見書案が、「否決」の報告。

## 村民生活に関わる7項目について質す

前号に引き続き一般質問7項目の質疑のうち、次の2項目についてご報告致します。

**質問5 民間の産廃最終処分場の進捗状況と今後の対応をどう考えているか。**

**経済環境部長 埋め立ては終了。2年間の維持管理と終了時措置のための協議をしていきたい**

今年4月5日、県に埋め立て終了報告がされた。国の基準では今後2年間の維持管理が義務づけられている。又、業者・押延・村での3者協定では、終了時措置として覆土、農道・水路の境界復元及び水質検査、出入り口の施設等確認されている。しかし埋め立てを行った代表取締役と連絡が取れない状態のため、今後の維持管理、3者協定の取り決めについては処分場設置当時の代表取締役から状況の聞き取りを行い、地元や県と共に対応について協議していきたい。

**質問6 農業問題。大豆耕作が増える見通しは？ 畑地域対策として何があるか。  
若い人がやりたくなる農業をどう考えているか。**

**経済環境部長** 国の品目横断的経営安定対策では、転作水田の麦、大豆の生産者に麦作経営安定資金や大豆交付金が過去の生産実績や生産量・品質にもとづき支払われる。村としては、地産地消の推進として村内産の大豆による豆腐等の加工・供給に力を入れて行く計画で大豆を推奨作物としたい。村内水田地域の中でも、坏地域は、農業法人「あくつ」への作業委託が進んできているが、その他の水田地域や、畑地域では動きが見えない。村としては、労働力の確保という観点から、畑地域、その他の水田地域に生産法人等を育成し、担い手となる積極的対応を図っていききたい。

ファーマーズマーケットのオープンに合わせ、少量多品目の生産に適した、兼業農家、高齢者、女性等、多様な農業者にも遊休農地を活用した畑作振興を図っていききたい。

若い人のためには、やりがいのある農業と経済的に成り立つ農業が大事。今、新規就農者への補助金事業と、東海の農産物の「信頼」を売りにした販売のために、仮称「安全・安心な農産物の生産推進事業」を計画中。「安くはないが安心できる農産物」の販売で、農家の安定収入につながるような、1つの形態を期待している。

また、村内各地区の農家後継者が、退職後、農業を継げるよう環境づくりも考えていききたい。

---

## 「君が代」強制は違憲

### 「教職員に拒否の自由 都教委通達は「不当な支配」に該当」！ 東京地裁判決

東京都教育委員会が「日の丸・君が代」を強制する通達を出したことは違憲・違法だとして教職員401人が訴えた裁判で、東京地裁は9月21日、「日の丸」に向かったの起立と「君が代」斉唱の義務はないとする原告の主張を全面的に認める判決を言い渡しました。

判決は、通達とこれに伴う都教委の指導は「教育の自主性を侵害するうえ、教職員に対し一方的な理論や観念を生徒に教え込むことを強制することに等しい」とし、教育基本法10条1項の「不当な支配」に該当する違法なものだと判断。「日の丸・君が代」が「皇国思想や軍国主義思想の精神的支柱」として用いられてきたことは「歴史的事実」と指摘し、懲戒処分までして起立・斉唱させることは思想・良心の自由を侵害するとのべ、違憲判断を示しました。（「しんぶん赤旗」より）

思想・良心の自由を守る大切さ教える・・・子どもたちの未来に明るい光を照らす判決でした。



あなたもぜひ！しんぶん赤旗

日刊紙2900円/月 日曜版800円/月

---

バックナンバーは、日本共産党茨城北部地区委員会のホームページでお読みいただけます。

<http://www.jcp-net.jp/ibahoku/toukai/oona/index.htm>